

令和8年6月定例会

議案調査資料

税務部

- 議案第 89 号 郡山市税条例の一部を改正する条例…………… 2 頁

- 議案第 90 号 福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例…………… 6 頁

- 専決第 10 号 郡山市税条例等の一部を改正する条例…………… 7 頁

【議案第89号】郡山市税条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の背景等

(1) 固定資産税の課税免除又は不均一課税措置

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容								
法改正	【背景】 ・ 地方拠点の強化及び拡充のため、県の「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定を受け、本社機能施設の移転又は拡充を行う事業者に対して、3年間固定資産税の課税免除又は不均一課税を行う地方拠点強化税制がある。 ・ 福島県の地域再生計画の変更に伴い、地方活力地域等特定業務施設整備計画の認定期間が令和10年3月31日まで延長となった。	・ 固定資産税の課税免除又は不均一課税措置に係る「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間の延長を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">内容</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間</td> <td style="text-align: center;">令和8年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">令和10年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> 【適用時期】 令和8年4月1日から			内容	改正前	改正後	「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間	令和8年3月31日まで	令和10年3月31日まで
	内容				改正前	改正後				
	「地方活力地域等特定業務施設整備計画」の認定期間				令和8年3月31日まで	令和10年3月31日まで				
【目的】 期間が延長されることにより、東京一極集中の是正を図り、地方における雇用の創出を促進する。										
【効果】 税制優遇を設けることで地域への移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成、観光や農林水産業の振興など地域経済の活性化及び雇用の創出を推進する。										

(2) 固定資産税の免税点の見直し

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容														
法改正	【背景】 令和8年度地方税制改正が行われ、物価の上昇を踏まえ、税制における長年据え置かれたままの基準額について、各省横断的及び網羅的に行った点検の結果をもとに、見直されることとなった。	・ 固定資産税（家屋及び償却資産）の免税点を令和9年4月1日から引き上げる。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土地</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> <td style="text-align: center;">30万円(変更なし)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家屋</td> <td style="text-align: center;">20万円</td> <td style="text-align: center;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償却資産</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> <td style="text-align: center;">180万円</td> </tr> </tbody> </table> 【施行期日】			区分	改正前	改正後	土地	30万円	30万円(変更なし)	家屋	20万円	30万円	償却資産	150万円	180万円
	区分				改正前	改正後										
	土地				30万円	30万円(変更なし)										
家屋	20万円	30万円														
償却資産	150万円	180万円														
【目的】 物価上昇を踏まえ、小規模な不動産を持つ市民や中小企業の税負担軽減を図るため。																
【効果】																

保有する償却資産が少ない小規模事業者においては、固定資産税の申告義務や納税負担が軽減される。	令和9年4月1日
--	----------

(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の変更及び延長

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容					
法改正	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生や国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促す方向性が掲げられた。 ・太陽光発電については、ペロブスカイト太陽電池の社会実装を更に後押しする観点から、風力発電については、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」として、令和8年度税制改正により固定資産税及び都市計画税の特例率が強化された。また、バイオマス発電については、特例全体のバランスとFIT制度の見直しの流れから適用対象外となった。 ・本市の特例割合は、地方税法の割合を参酌して定めている。 <p>【目的】 地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図る。</p> <p>【効果】 低コストによる安定した量産技術体制の確立やエネルギー安全保障が期待できる。</p>	<p>・再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光発電設備及び風力発電については、対象設備を特定する等した上で特例割合を拡充する。また、バイオマス発電について、一定のものを対象外とする。</p>					
				現行		改正後	
		対象設備	区分	特例割合	区分	特例割合	
		太陽光 発電	1,000KW以上	3/4	ペロブスカイト太陽電池（GI基金の採択事業者の生産品に限る）	1/2	
			1,000KW未満	2/3			
		風力発電	20KW以上	2/3	洋上風力（再エネ海域利用法）→本市該当なし	—	
			20KW未満	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・洋上風力（港湾法）→本市該当なし ・陸上風力（温対法・農山漁村再エネ法） 	2/3	
		バイオマス 発電	10,000KW以上 「一般木質バイオマス・農作物残さ区分」非該当	2/3	削除	削除	
			10,000KW以上 「一般木質バイオマス・農作物残さ区分」該当	6/7	削除	削除	
			10,000KW未満	1/2	—	—	
適用期限	令和8年3月31日まで		令和11年3月31日まで				
適用期間	取得した年の翌年から3年間		【変更なし】				
<p>【適用時期】 令和8年4月1日から</p>							

(4) バリアフリー改修が行われた特定建築物への特例措置の拡充及び延長

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容															
法改正	【背景】 令和8年度地方税制改正が行われた。また、高齢者及び障がい者が利用するには、施設のバリアフリー化など利用促進のための建築物改修が必要である。	<p>・バリアフリー改修等の利便性向上改修が行われた劇場や音楽堂等に係る固定資産税及び都市計画税の減額（特例措置）の拡充及び延長を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象設備</td> <td>改修実演芸術公演施設 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂</td> <td>改修特別特定建築物 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・病院又は診療所 ・展示場 ・百貨店 ・ホテル又は旅館 ・老人ホーム、福祉ホーム 等</td> </tr> <tr> <td>適用期限</td> <td>令和8年3月31日まで</td> <td>令和11年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>減額率</td> <td>3分の1</td> <td>3分の1</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>賦課期日とする年度から2年度分</td> <td>【変更なし】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用時期】 令和8年4月1日から</p>		現行	改正後	対象設備	改修実演芸術公演施設 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂	改修特別特定建築物 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・病院又は診療所 ・展示場 ・百貨店 ・ホテル又は旅館 ・老人ホーム、福祉ホーム 等	適用期限	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで	減額率	3分の1	3分の1	適用期間	賦課期日とする年度から2年度分	【変更なし】
			現行	改正後													
	対象設備		改修実演芸術公演施設 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂	改修特別特定建築物 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・集会場又は公会堂 ・病院又は診療所 ・展示場 ・百貨店 ・ホテル又は旅館 ・老人ホーム、福祉ホーム 等													
	適用期限		令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで													
	減額率		3分の1	3分の1													
適用期間	賦課期日とする年度から2年度分	【変更なし】															
【目的】 これらの建築物の改修の社会的必要性が高いため、インセンティブを与え、その改修を推進する。																	
【効果】 バリアフリー化された施設が増えることで、高齢者及び障がい者などの利便性が向上する。																	

(5) 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容
法改正	【背景】 令和8年度地方税制改正が行われた。	<p>・所得割の納税義務者が特定暗号資産を譲渡した場合には、特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して所得割を課する。</p> <p>現行：総合課税（市民税6%、県民税4%、所得税5%～45%） 改正：分離課税（市民税3%、県民税2%、所得税15%）</p> <p>【施行期日】 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日</p>
	【目的】 暗号資産取引を他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため。	
	【効果】 投資しやすい環境を整備することで、国民の安定的な資産形成が図られる。	

(6) その他、地方税法等の改正に伴う、引用条項ズレの修正等所要の改正

3 施行期日

- ・公布の日（次に掲げるもの以外）
- ・令和9年1月1日（第26条第1項ただし書、第27条の2及び第27条の3の改正規定並びに附則第6条及び第7条の3第1項の改正規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定）

- ・ 令和9年4月1日（第51条の改正規定及び附則第3条第3項の規定）
- ・ 令和10年1月1日（第22条の2第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに附則第2条第4項の規定）
- ・ 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに附則第2条第3項及び第5項の規定）
- ・ 令和8年4月1日から適用（第48条の6及び第50条の5の改正規定並びに附則第10条の2第3項から第9項まで及び第16項の改正規定）

【議案第 90 号】福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の要旨

特定事業活動振興計画の一部変更に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の背景等

区分	改正の背景、目的及び効果	改正内容						
法改正	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年に原子力災害に伴う風評に対応するため、福島復興再生特別措置法の改正により、県内で風評税制が新設された。 ・ 風評税制において、福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動振興計画により特定事業活動を行う事業者の固定資産税が5年間（R8.3.31取得分まで）課税免除される施策が実施された。 ・ 特定事業活動振興計画は令和8年4月1日に変更が行われ、計画期間が延長となった。 <p>【目的】</p> <p>事業者の課税負担を軽減することにより農林水産物の販売及び観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。</p> <p>【効果】</p> <p>設備投資等が促進され、農林水産物の信頼回復、付加価値向上及び販路回復並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進が一層推進される。</p>	<p>・ 特定事業活動振興計画期間の延長に伴い、以下のように改正する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">固定資産税の課税免除が対象となる取得の期間</td> <td style="text-align: center;">令和8年3月31日まで</td> <td style="text-align: center;">令和11年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>【経過措置】</p> <p>令和8年4月1日以降この条例の施行の日前日までの間に特定事業活動施設等を新設又は増設した者にも適用。</p>	区分	改正前	改正後	固定資産税の課税免除が対象となる取得の期間	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで
区分	改正前	改正後						
固定資産税の課税免除が対象となる取得の期間	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで						

3 施行期日

公布の日

【専決第10号】郡山市税条例等の一部を改正する条例

1 改正の要旨

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに規定を整備する。

2 改正の背景等

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

区分	改正理由	改正内容
法改正	【背景】 ・令和8年度地方税制改正が行われた。 ・軽自動車取得の際に課税される「軽自動車税環境性能割」が令和8年3月31日に廃止となる。	・軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の削除及び軽自動車税種別割から軽自動車税へ名称が変更になる。
	【目的】 米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るため。	
	【効果】 自動車ユーザーの取得時における負担を軽減及び簡素化を図る。	

(2) その他、地方税法等の改正に伴う、引用条項ズレの修正等所要の改正

3 施行期日

令和8年4月1日